

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	e-Govの「受付締切日時」欄の「16日0時」は「17日0時」の誤記ではないか？ 意見公募要領に意見提出期間は「16日まで」と規定されているから。	ご指摘ありがとうございます。修正させて頂きました。	無
2	<p>以下、意見を行う。</p> <p>>18条2項 保有資産目録及び保有予定資産目録については、行政による団体の適切性把握のために、あるべきと考える。 従前のように様式について残しておく、提出を行わせるようにされたい。</p> <p>>22条の2 あまり賛成が行えない。 というのも、総務省が電気通信事業に関しての監督で、監督不行届・不手際な事に、法定の電気通信事業者についても、電気通信業務のうち電子メール業務について、送信及び受信されるメール(特にインターネットからのメールの受信)について、TLSでの盗聴・改竄等への保護がちゃんと行えないような状態にとどめてしまっているからである。(専門的な話をすると、国内の電気通信事業者の多くについて、そのMXサーバについて適切に認証局証明書を導入して証明書の運用を行っていないがために、SMTPプロトコルを用いたメール送信が行われるメールについてのSMTPoverTLS、STARTTLSを用いてのTLSで保護されたメール受信が不可能な状態になってしまっている。法的な事を言うと、電気通信事業法、サイバーセキュリティ基本法、個人情報保護法等について、総務省がその内容を適切に理解せず、国全体のセキュリティを自ら危険な状態にとどめてしまっているという事である。自ら危険を発生させる事を国政府自身がするなど、本当に頭が痛い事態であるが、現在も全く反省していないようであり、それが本当に頭が痛い事である。(Gmailでは2011年には既にメールのTLS保護に対応しているのであるが、それから10年経っても、日本ではキャッチアップ出来ていないのである。何たる国の怠惰、監督不行届であろうか。))電子メールがTLSで保護されている事が(少なくとも国内の電気通信事業者のサービスを用いている場合であれば)確約されている場合ならともかく、そうでないのが現在の状況であるので、現状、この様な方法(そのうち特に電子メールを念頭に置いた方法(22条の2第1項))の利用については賛成が行えない。国全体で、もっと電気通信についての安全の確保が行われるような状況になってから、改正を行う事にしていただきたい。国内におけるセキュリティ確保不足については、総務省による、身から出た錆と認識されたい。</p> <p>>22条の2 保有資産目録及び保有予定資産目録については、行政による団体の適切性把握のために、あるべきと考える。 従前のように様式について残しておく、提出を行わせるようにされたい。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>(改正後の規則第18条第1項及び第2項関係及び改正後の規則第22条の2の2関係) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第44号。以下「第11次一括法」という。)により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の一部が改正され、認可地縁団体の認可の目的を見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができるものとされたところです。この改正に伴い、法第260条の2第2項に規定する申請において、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が申請書に添える書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とするともに申請書の様式を改正するものとするともに、法第260条の38第1項に規定する申請において、認可地縁団体の代表者が申請書に添える書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とし、申請不動産に関し、同項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類を加えるとともに申請書の様式を改正するものとした。</p> <p>(改正後の規則第22条の2関係) ご意見として承ります。</p>	無